

## 領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

## 領域の目指す社会像

地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。

柱1	妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実	
	(1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	51
	(2) 妊産婦支援・母子保健等の推進	53
	(3) 周産期*医療体制の確保・充実	55
	(4) 小児救急医療体制の確保・充実	56
柱2	子供の居場所の充実	
	(1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	59
	(2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実	61
柱3	子育てを応援する職場環境の整備	64
柱4	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	
	(1) みんなで子育て応援の推進	67
	(2) 子育て住環境の整備	68
	(3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進	69
	(4) 子供の防災の取組の推進	71
	(5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進	73
	(6) 子供の交通安全の取組の推進	75

## 5年後の目指す姿 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

### 【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】

8割の市町において、ネウボラ\*の拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の3割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点\*や児童発達支援センター\*、乳幼児教育支援センター\*等関係機関と連携し、早めの支援が実施されています。なお、残りの2割の市町においても、支援の必要性に関わらず、全ての子供・子育て家庭に対し、働きかける取組（ポピュレーションアプローチ\*）の重要性が理解され、産前のタイミングで全員の状況を確認し、支援につなげる取組が開始されています。

子育て家庭に関わる主な医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点\*においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ\*拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の4市町において、ネウボラ\*を含めた市町の各部署や小中学校が連携して子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握する実証試験が行われています。また、それらの情報が家庭相談員\*やネウボラ\*の担当者、スクールソーシャルワーカー\*などの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない段階から、相談支援や養育支援などの予防的支援も試験的に実施されています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域で相談がしやすくなった、必要な情報や必要な支援などを受けられることが多くなった、子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。

### 成果指標

安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合  
80.0% ⇒ 85.0%

### 【周産期\*医療体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩等、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏\*で分娩が行われる医療体制が確保され、安全で質の高い医療が提供されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センター\*が全ての二次保健医療圏\*をカバーする形で維持され、出産後において重度の障害が残った児については、適切な看護を受けるとともに、退院後は地域において必要な医療・介護サービスを受けることができています。

これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期\*医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は、県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期\*医療を受けることができおり、周産期\*死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準の周産期\*医療が提供されています。

### 成果指標

周産期\*・妊産婦死亡率  
直近5年間での平均値を現状値以下

### 【小児救急医療体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏\*で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持され、安全で質の高い水準の医療が提供されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化を図るため、小児専門の救命救急医療体制の整備が進められています。

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができおり、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センター\*を中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取り組むことにより、これらの周産期\*医療及び小児救急医療水準の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

### 成果指標

乳児・幼児・小児死亡率  
直近5年間での平均値を全国平均値以下

## 10年後の目指す姿 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

### 【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】

全市町において、ネウボラ\*の拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の5割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点\*や児童発達支援センター\*、乳幼児教育支援センター\*等関係機関と連携し、早めの支援が実施されています。

子育て家庭に関わる全ての医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点\*においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ\*拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の8割の市町において、ネウボラ\*を含めた市町の各部署や小中学校が連携して、子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握し、それらの情報が家庭相談員\*やネウボラ\*の担当者、スクールソーシャルワーカー\*などの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない状態で、相談支援や養育支援などの予防的支援が必要な子供や家庭に漏れなく届いています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域でいつでも相談でき、必要な情報や必要な支援などが受けられており、子供たちの健やかな育ちに様々な人達が関わって支えられていることを実感しています。

### 【周産期\*医療体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩等、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏\*で分娩が行われる医療体制が確保され、安全で質の高い医療が提供されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センター\*が全ての二次保健医療圏\*をカバーする形で維持され、出産後において重度の障害が残った児については、適切な看護を受けるとともに、退院後は地域において必要な医療・介護サービスを受けることができています。

これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期\*医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期\*医療を受けることができおり、周産期\*死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準の周産期\*医療が提供されています。

### 【小児救急医療体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏\*で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持され、安全で質の高い水準の医療が提供されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化が図られ、小児専門の救命救急医療が実施されています。

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちはいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができおり、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センター\*を中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取組むことにより、これらの周産期\*医療及び小児救急医療水準の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

### (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり

#### 現 状

- 核家族化の進行等により、身近に相談ができる人がいないなど、子育ての孤立化が進行しています。
- 児童虐待や不登校など、子供が生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化しています。  
 <児童虐待相談対応件数(県・広島市合計)> H26:3,015件 ⇒ H30:4,019件
- 子育て家庭が子育てに悩んだ時の相談先として、市町や県の相談窓口を挙げる人は、数パーセントにとどまっています。
- 国においては、妊産婦、乳幼児に対する継続的な支援の充実を図るため、令和2(2020)年度末までに、全自治体に子育て世代包括支援センター\*を設置することが努力義務化され、県内市町においても設置が進められています。
- 本県では、子供と家庭に関する切れ目ない見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ\*」の構築に向け、平成29(2017)年度からモデル的な取組を実施しています。
- モデル的な取組においては、身近な拠点で、ファーストコンタクトである母子健康手帳交付時から、専門職が、定期的に丁寧な面談を実施することにより、信頼関係を構築し、子育て家庭の不安感の軽減に努めるとともに、リスクの早期発見・早期支援を目指しています。
- その結果、ひろしま版ネウボラ\*のモデル市町では、妊産婦や子育て家庭からの自発的な相談やリスク発見が増えるなど成果が現れ始めています。

#### 課 題

- ネウボラ\*を展開していくにあたり、専門職の確保が困難と考える市町が少なくありません。
- ネウボラ\*は、子育て家庭が通う場である医療機関や保育所・幼稚園等と必要な情報を共有し、連携して対応することが重要ですが、現行の体制では連携の仕組みが十分ではありません。
- 不安が高まりやすい産前産後において、不安の軽減効果が高い「産後ケア\*」等のサービスの提供体制が十分でなく、事業を実施する市町数や利用者数が伸びていません。
- 就学後も含め、子育て家庭の情報が関係機関で共有されていないために、各機関が限られた情報の中で対応せざるを得ず、多面的なアセスメント\*や機を逸さないフォロー体制が十分にできていません。
- 市町の設置が努力義務化され、今後、設置が進むと見込まれる「子ども家庭総合支援拠点\*」は、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となるものであり、ひろしま版ネウボラ\*との一体的運用の促進が求められています。

#### 取組の方向

- ▶ 母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ\*」を構築します。
- ▶ 傾聴と対話を重視し、子育て家庭に寄り添うことにより構築された信頼関係の中で、不安や課題を利用者とともに早期に解決するなど予防的支援を行うことができる高いスキルを持った人材を育成します。
- ▶ 医療機関や幼稚園・保育所等関係機関とネウボラ\*の連携の仕組みや産後ケア\*等サービスの提供体制など、ネウボラ\*の実施に向けた課題への対応を市町とともに検討し解決します。
- ▶ 福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。
- ▶ 市町における「ひろしま版ネウボラ\*」と「子ども家庭総合支援拠点\*」の一体的運用を促進します。

成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
安心して妊娠, 出産, 子育てができると思う者の割合	80.0%	85.0%
<b>指標の設定趣旨</b> ネウボラ*があることなどによって, 安心して妊娠, 出産, 子育てができると思う者の割合が増加することが, 全ての子供と子育て家庭が安心して暮らし, 子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから, 指標として設定しました。		

参考指標	現状 (R1)	目標 (R6)
妊娠, 出産について満足している者の割合 (産後, 退院してから1か月程度, 助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合)	77.5% (H29)	85.0%
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
ひろしま版ネウボラ*の基本型を実施している市町数	6市町	18市町
子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1市町	4市町

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

### (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

#### 現 状

- 平成30(2018)年の本県の出生率(人口1,000人対)は7.7で全国7.4を上回っており、合計特殊出生率\*も1.55で全国平均を上回る状況が続いています。
- 本県の母親の平均出産年齢は上昇しており、晩婚化、晩産化が進む中、健康管理が重要となる40歳以上の妊産婦は上昇傾向にある一方、20歳未満の人工妊娠中絶率は全国平均より高い状況にあります。
  - <第1子出産年齢(母親)> H26:29.5歳 ⇒ H29:30.1歳
  - <40歳以上産婦数(割合)> H26:1,003人(4.2%) ⇒ H29:1,036人(4.7%)
  - <20歳未満の人工妊娠中絶率(H29)> 5.9%(全国4.8%)
- 市町の母子保健事業において、妊産婦、乳幼児の健康診査や妊産婦に対する喫煙、妊娠期の体重増減等の妊娠中の健康管理等に関する健康教育、訪問支援が行われています。
- また、出産期の入院期間の短縮化や核家族化、子供との関わりの経験不足等を背景に、出産後早期に支援を必要とする子育て家庭に対して、産後ケア\*等が行われています。
- 平成28(2016)年母子保健法の改正により、母子保健施策は子供の虐待予防や早期発見に資するものであることが明確化され、市町の母子保健部門は地域の医療機関等と連携し、妊産婦、乳幼児、家族の健康問題等ハイリスク要因の把握を強化しています。
- 本県の乳幼児健康診査の未受診率は減少傾向にありますが、受診していない子供が一定割合存在しており、一部の子育て家庭において、養育状況を把握するため、児童虐待部門等との連携を図り、家庭訪問等の支援を行っています。
  - <乳幼児健康診査未受診率(H30)> 1歳半:4.4% 3歳:5.9%
- 乳幼児期\*は、親子間の会話や体験の共有等を通じて言葉や自己肯定感が発達する重要な時期ですが、泣いたりぐずったりする子供に伝えるため、テレビやスマートフォンなどのICT\*端末に頼りすぎてしまう親がおり、子供の健やかな育ちへの影響が懸念されています。
- 成育過程にある者及びその保護者、妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することなどを目的とした「成育基本法」が令和元(2019)年12月に施行されました。

#### 課 題

- 妊産婦が安心して、妊娠、出産、子育てに向き合うことができる心身の状態を保つことは子供の発育・発達や虐待予防に影響することから、母親を支える父親が参加しやすい両親学級\*や乳幼児健康診査等による父親も含めた相談支援体制の構築等、取組の充実が求められています。
- 低出生体重児(2,500g未満)の出生割合は、横ばい傾向が続いていますが全体の1割を占めており、多胎児等も含め発育、発達、疾病等の配慮が必要な乳幼児や保護者への支援体制の充実が求められています。
  - <低出生体重児(2,500g未満)の割合> H26:9.6% ⇒ H29:9.5%
- 若い世代においては、加齢による妊娠能力の低下、高齢出産のリスクに関する正しい知識が身についていないほか、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザイン\*を描くために必要な知識や経験が十分に得られていません。
- 新生児聴覚検査については、実施状況を把握し、精度管理を行う体制や聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるための全県的な取組が遅れています。
- 「ゲーム障害」が新しく疾患として位置づけられたことから、学童期へ向けた予防的観点から、乳幼児期\*における適切なICT\*端末の利用等について普及啓発が求められています。

**取組の方向**

- ▶ 「ひろしま版ネウボラ\*」の構築を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ▶ 適切な健康管理、効果的な保健指導等を行うための情報について、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりを促進します。
- ▶ 低出生体重児や多胎児、食物アレルギー等の疾患を有する配慮が必要な乳幼児と保護者に対する支援とともに新生児における聴覚障害の早期発見・早期療育が行われるよう、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- ▶ 若い世代に対して、妊娠・出産の仕組みや妊産婦の喫煙・飲酒等の健康管理、母親・父親の役割や愛着\*形成の重要性など、自分のライフプランを含めて考えることのできる環境づくりや知識の普及、情報提供に取り組めます。
- ▶ 子育てにスマートフォンを利用すること、ICT\*端末が乳幼児の発育・発達に与える影響などについて学ぶ機会の提供に取り組めます。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合 【再掲】	80.0%	85.0%
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>ネウボラ*があることなどによって、安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合が増加することが、全ての子供と子育て家庭が安心して暮らし、子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実 (3) 周産期\*医療体制の確保・充実

### 現 状

- ハイリスクの妊娠・分娩に対応する医療機関として、県内2か所を総合周産期母子医療センター\*に指定し、8か所を地域周産期母子医療センター\*に認定しており、県内7つの二次保健医療圏\*全てをカバーしています。
- 産科医、産婦人科医及び小児科医の数は増加傾向にあるものの、病院勤務医の数はいずれも全国平均を下回っています。  
 <分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数（15歳～49歳女性人口10万人対 H29）>  
 病院：17.9人（全国24.1人） 診療所7.1人（全国8.3人）
- 出生数は減少傾向にあるものの、継続的・専門的な医療が必要な低出生体重児の割合は横ばい状態が続いており、全国平均をやや上回る状況で推移しています。
- 県内10か所の周産期母子医療センター\*にNICU\*を整備していますが、半数の周産期母子医療センター\*においては、その稼働率がほぼ100%となっています。

### 課 題

- 出生数の減少や医師の高齢化等による分娩取扱施設の減少や小児科開業医の減少などにより、今後、周産期\*医療体制の維持が困難になっていくことが懸念されています。
- 産科医及び産婦人科医、小児科医においては、女性医師の割合が高い状況がありますが、保育施設の不足など、出産・子育て世代が勤務を継続できる体制が十分ではありません。
- 妊産婦及び新生児の状態に応じた医療の提供が求められていますが、分娩を取り扱う診療所の減少等により、周産期母子医療センター\*でも通常分娩を多く取り扱うことになるなど負担が増加し、ハイリスク分娩\*への対応が困難になっています。
- 常時医療的ケア\*を必要とする重度の障害が残った子供について、在宅医療\*への移行が困難な場合や重症心身障害児施設に空きがない場合に、入院が長期化することとなり、NICU\*病床の確保が困難になっています。

### 取組の方向

- ▶ 大学医学部地域枠の活用や、女性従事者を中心とした離職防止支援、再就業の促進などにより医師や看護師等医療従事者を確保します。
- ▶ 周産期母子医療センター\*等の高次医療施設について、限られた資源を有効に生かすために重点化なども検討します。
- ▶ 医療機能に応じた役割分担と連携により周産期\*医療体制を維持・確保します。
- ▶ NICU\*等を退院可能となった子供が個々の状況に応じた生活の場で療育・療養できるよう、地域における療養介護\*及び医療型短期入所\*サービス等の必要見込量の確保に取り組みます。

成 果 指 標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
周産期*死亡率 （妊娠22週以降の死産と生後1週未満の死亡の合計）（出産1,000対）	3.4 （全国8位）	直近5年間での 平均値を 現状値以下
妊産婦死亡率 （妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡）（出産10万対）	0.8 （全国7位）	

### 指標の設定趣旨

周産期\*死亡率及び妊産婦死亡率ともに現状値以下とすることにより、全国でもトップレベルの周産期\*医療水準を維持し、妊産婦が県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期\*医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定しました。

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実 (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 現 状

- 軽症患者などに対応する「初期救急」については、「在宅当番医制\*」や「休日夜間急患センター\*」の体制により実施しています。
- 入院治療を要するなど重傷患者に対応する「二次救急」については、県内の二次保健医療圏\*7圏域の全てで、24時間体制の二次救急医療体制を確保しています。
- 複数の診療科目にわたる重篤患者に対応する「三次救急」については、「救命救急センター\*」の充実・強化を図る中で、広域的に対応しています。
- 直近5年（H25～H29）平均の乳児・幼児・小児の死亡率は全国平均値を下回っています。
- 小児科医の数は増加傾向にあるものの、病院勤務医の数は全国平均を下回っています。  
 <小児科医師数（小児人口10万人対 H28）>  
 病院 51.8人（全国 63.4人） 診療所 43.7人（全国 40.3人）
- 休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、不要な受診を抑制し、小児科医の負担軽減を図ることを目的とし、小児救急医療電話相談事業\*を実施しています。

### 課 題

- 小児科医の数は増加が続いているものの、小児人口あたりの医師数は全国的に見て少なく、今後、高齢化等による開業医の減少により、小児救急医療体制の維持が困難になっていくことが懸念されています。
- 複数の診療科目にわたる重篤患者に対応する「三次救急」については、「救命救急センター\*」の充実・強化を図る中で、重症の小児救急患者に広域的に対応しているところですが、小児専門の救命救急医療体制の整備も必要とされています。
- 社会情勢及び家庭環境の変化や保護者の専門医志向、病院志向等により、休日夜間の軽度小児救急患者が多いことが指摘されており、小児科医が疲弊する要因となり、小児救急医療体制の確保に苦慮している地域もあります。

### 取組の方向

- ▶ 大学医学部地域枠の活用や、女性従事者を中心とした離職防止支援、再就業の促進などにより医師や看護師等医療従事者を確保します。
- ▶ 高次医療施設の更なる高度化・重点化を図るとともに、医療機能に応じた役割分担と連携により小児救急医療体制の維持・確保に取り組みます。
- ▶ 急病時の対応にかかる適正な受療行動の普及啓発を充実させます。

成 果 指 標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
乳児死亡率（1歳未満）（出生1,000対）	乳児 1.9 （全国 2.0）	直近5年間での 平均値を 全国平均値以下
幼児死亡率（5歳未満）（幼児人口1,000対）	幼児 0.52 （全国 0.52）	
小児死亡率（15歳未満）（小児人口1,000対）	小児 0.21 （全国 0.22）	

### 指標の設定趣旨

乳幼児・小児死亡率を全国平均値以下とすることが、子供たちがいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定しました。

## 5年後の目指す姿 柱2 子供の居場所の充実

### 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供が保育所、認定こども園\*等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、広島県保育士人材バンク\*による潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、年度当初に待機児童\*が発生していません。

また、園・所等\*において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザー\*が園・所等\*を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、本県の乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方への理解が進むなど、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

さらに、「ひろしま自然保育認証制度\*」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を通じて、5つの力\*を育む教育・保育が実践されており、子育て家庭の選択肢の一つとなっています。

これらの取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*の育成に向けた取組が進むとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができおり、安心して子育てができていと実感しています。

#### 成果指標

保育所の待機児童\*数(4/1時点)  
128人 ⇒ 0人

### 【地域における放課後等の居場所の充実】

いわゆる「小1の壁」(おもに共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること)はなくなり、希望した低学年児童(1年生～3年生)が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ\*を利用することができています。

また、補助員の資格取得の促進等により、放課後児童クラブ\*で児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員\*の割合が8割に増加しており、放課後児童支援員\*は、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各放課後児童クラブ\*では、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、放課後子供教室\*や公民館・児童館などの活動プログラムを実施している市町では、放課後児童クラブ\*を利用する子供を含め希望する児童がこれらの活動に参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点\*に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

また、こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていと実感しています。

#### 成果指標

放課後児童クラブ\*の低学年待機児童\*数(5/1時点)  
6人 ⇒ 0人

## 10年後の目指す姿 柱2 子供の居場所の充実

### 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園\*等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、広島県保育士人材バンク\*による潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、待機児童\*が発生していません。

また、園・所等\*において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザー\*が園・所等\*を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等\*において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期\*の教育・保育の基本的な考え方が共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができる質の高い教育・保育が実践されることにより、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が子供たちに育まれるとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができており、安心して子育てができていると実感しています。

### 【地域における放課後等の居場所の充実】

全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ\*を利用することができます。

また、補助員の資格取得が進み、放課後児童クラブ\*で児童に関わる職員は、全て放課後児童支援員\*となっており、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各放課後児童クラブ\*では、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため、全ての市町において、放課後児童クラブ\*の子供を含む希望する児童が、放課後子供教室\*や公民館・児童館などの活動プログラムに参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点\*に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていると実感しています。

## 柱2 子供の居場所の充実

### (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保

#### 現 状

- 認定こども園\*が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園\*の設置を促進してきました。  
 <認定こども園\*の設置数> H25：39 施設 ⇒ R1：169 施設
- 保育所や小規模保育などの新設・増改築などにより、着実に受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、それを上回る保育ニーズがあり、依然として一部の市町では待機児童\*が発生しています。  
 <保育所の待機児童\*数> H26.4：447 人 ⇒ H31.4：128 人
- 広島県保育士人材バンク\*の運営など、保育士確保を行い、県全体の保育士数は増加していますが、必要な保育士数が増加し、待機児童\*が発生する要因の一つとなっています。  
 <広島県保育士人材バンク\*のあっせんによる就業数（累計）>  
 H25：168 人 ⇒ H30：1,427 人
- 平成 29（2017）年度から保育士の専門性の向上と質の確保に向けた保育士等キャリアアップ研修を実施しており、この研修の受講と保育士としての経験年数を加味した処遇改善を実施しています。
- 私立幼稚園が教員の確保に苦慮している状況を踏まえ、平成 30 年度から国の支援制度を活用し、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいます。
- 保護者の働き方の多様化などに応じ、延長保育\*や夜間・休日保育、一時的に保育を必要とする保護者のための一時預かりや病児保育\*など、ニーズが多様化しています。
- アレルギー児や障害児、外国人の子供など、特に配慮が必要な子供が、今後増加していくことが見込まれます。
- 令和元（2019）年 10 月から幼児教育・保育の無償化\*が始まり、幼稚園、保育所、認定こども園\*等の利用者に加えて、幼稚園の一時預かり保育の利用者や認可外保育施設の利用者（市町から保育の必要性の認定を受けた者に限る）についても無償化の対象となっています。
- 都市化やデジタルライゼーション\*が進展する中、子供たちが自然や生き物、実際の物事と直接的に関わる体験が求められており、中でも、子供の好奇心や想像力、自己肯定感、主体性など非認知的能力\*を育む幼児教育として、自然保育\*の評価が高まっています。本県では、自然保育\*が保育サービスの選択肢の一つとなり、子供たちがより安心して自然保育\*を体験できるようになることを目的として、「ひろしま自然保育認証制度\*」を平成 29（2017）年度に創設しています。
- 平成 30（2018）年 4 月、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる施策を総合的に推進する拠点として、「乳幼児教育支援センター\*」を設置し、幼児教育アドバイザー\*訪問事業、幼保小連携教育の推進、各種の研修等を実施することにより、県内の乳幼児期\*の教育・保育の質の向上に取り組んでいます。

#### 課 題

- 令和元（2019）年 10 月の幼児教育・保育の無償化\*により、更なる保育ニーズの増加が見込まれる一方、年少人口の減少により、将来的には入所児童数の減が見込まれることから、将来を見越した計画的な受け皿の確保が求められています。
- また、受け皿の確保にあたっては、教育・保育内容はもとより、幼稚園、保育所、認定こども園\*、認可外保育施設等のそれぞれの設置基準に準じた職員配置や設備・運営など、施設面での質の確保及び向上が求められています。
- 待機児童\*が発生する背景には、待機児童\*の大半が 1・2 歳児であり、保育士配置基準の厳しさから積極的に受け入れる保育施設が少ないことや、保護者の情報不足による保育のミスマッチが生じています。

**課 題**

- 保育士の給与は処遇改善の取組により改善されていますが、依然として全産業平均よりも低いことなどや、労働環境の改善といった働き方改革の取組が進んでいない施設があることが、保育士不足の要因となっています。
- 多様なニーズや、配慮が必要な子供たちに適切に対応していくためにも、保育士不足の解消と、研修などを通じた質の向上が求められています。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、市町（権限を委譲していない4町は県）に届出を行い、国が定める指導監査基準を満たすことが必要である（ただし、5年間は経過措置として基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる）ことから、認可外保育施設の利用者が、施設が無償化の対象であるかなどを把握できるよう、届出の有無や指導監督基準の適合状況などの情報提供をする必要があります。
- 自然保育\*の意義や自然保育\*認証団体の活動内容など、自然保育\*に対する理解や、認知の向上が求められています。

**取組の方向**

- ▶ 幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保を推進します。
- ▶ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の資質向上のため、研修を充実します。
- ▶ 市町と連携し、延長保育\*や病児保育\*など多様化する保育ニーズや、外国人の子供など、配慮が必要な子供の状況を把握し、対応していきます。
- ▶ 保育施設の質の確保及び向上のため、市町と連携して指導監督等の充実を図ります。
- ▶ 認可外保育施設については、適宜市町と情報共有を図り、利用者への情報提供に取り組めます。
- ▶ 自然保育\*に対する認知度を高めるとともに、研修等により安全に配慮された自然体験活動を推進します。

成 果 指 標	現状 (H31. 4. 1)	目標 (R6. 4. 1)
保育所の待機児童*数 (4/1 時点)	128 人	0 人

**指標の設定趣旨**

保育所の待機児童\*が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができていくという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

成 果 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン*に掲げる5つの力*が育まれている年長児の割合【再掲】	74.1%	80.0%

**指標の設定趣旨**

子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*に掲げる5つの力\*が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (H31)	目標 (R6)
就業保育士数	12,877 人 (H29.10)	14,481 人
保育施設の利用定員数	71,251 人 (H31.4)	75,519 人
認定こども園*の設置数	169 施設 (H31.4)	215 施設

## 柱2 子供の居場所の充実

### (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

#### 現 状

- 地域における子供の居場所は、学齢期\*以降では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の生活・遊びの場である、「放課後児童クラブ\*」や、地域住民などの参画を得て、学習や交流等を行う場である「放課後子供教室\*」があるほか、ボランティアが学習支援を行う「地域未来塾」、生活困窮世帯の子供への学習支援、ひとり親家庭等を対象とした生活・学習支援などがあります。
- 全ての子供を対象とした遊びや学びの拠点として、公民館、図書館等の社会教育施設や、児童館等の児童厚生施設が活用されているほか、民間主体の子供食堂\*の取組も広がっています。
- 近年では、共働き世帯の増加などにより、「放課後児童クラブ\*」の登録児童数が毎年増加しており、施設整備が進みましたが、待機児童\*が発生している市町があります。  
 <放課後児童クラブ\*の待機児童\*発生市町数> H26.5:6市町→R1.5:6市
- 放課後児童支援員\*認定資格研修を実施し、市町ニーズを踏まえた人材養成を行っていますが、支援員の確保に苦慮している市町があります。
- 国は「新・放課後子ども総合プラン\*」において、待機児童\*の解消と多様な体験活動の充実に向け、放課後児童クラブ\*と放課後子供教室\*との一体的な実施を推進しています。
- 地域における低年齢の子供と子育て家庭への支援については、市町が主体となり、乳幼児と保護者が交流し、相談・情報提供を行う「地域子育て支援拠点\*」の設置や、緊急時等に子供を預かる「ファミリー・サポート・センター事業\*」などに取り組んでいますが、子育て家庭の実情に応じたきめ細かなサービスの提供が求められています。
- 子育て支援員\*研修の実施により、こうした事業に従事する人材養成に取り組むなど、地域で子育て支援を担う人材養成を行っています。

#### 課 題

- 放課後児童クラブ\*においては、女性の就業率の高まり、共働き家庭の増加などにより、想定を上回るニーズの増加があり、学校の空き教室など実施場所の確保が困難なことから待機児童\*が発生しています。
- 令和2（2020）年度から放課後児童支援員\*は認定資格研修の受講が必須となることから、放課後児童クラブ\*の質の向上のために、認定資格研修の受講者を増やすことが求められています。
- 行政や民間による多様な子供の居場所に係る取組が実施されていますが、それぞれの取組において、支援の担い手の確保や、資質の向上などが求められています。

#### 取組の方向

- ▶ 放課後児童クラブ\*に対する需要を正確に把握し、それをベースとして計画的に整備するとともに、放課後児童クラブ\*の質の維持・向上のため、認定資格研修を実施し、放課後児童支援員\*の確保に取り組めます。
- ▶ 放課後子供教室\*の質を維持・向上させるため、体験活動等を支援する人材の確保や育成に取り組めます。
- ▶ 市町の計画に基づき地域子育て支援拠点\*等を整備し、地域の身近な場所で、ネウボラ\*との連携を図りながら、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や、育児相談、情報提供等を促進します。
- ▶ 地域子育て支援拠点\*等の地域子ども・子育て支援事業\*の支援の担い手の確保や資質の向上に向けた取組を促進します。

**取組の方向**

- ▶ 地域における子供の居場所について、子供が安心して過ごすことができ、多様な経験の機会も得られるなど、いっそう充実が図られるよう、効果的・効率的なあり方について検討を進めます。

成 果 指 標	現状 (R1. 5. 1)	目標 (R6. 5. 1)
放課後児童クラブ*の低学年待機児童*数 (5/1 時点)	6 人	0 人

**指標の設定趣旨**

放課後児童クラブ\*の待機児童\*が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができていくという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
放課後児童支援員*の有資格率	56.9% (R1. 5. 1)	80.0%
放課後児童支援員*認定資格研修受講者数	550 人	290 人
地域子育て支援拠点*数	154 (H30)	178

## 5年後の目指す姿 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

働き方改革が、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすものであることの理解と取組を県内企業に働きかけることにより、働き方改革の意義が経営者に認識され、県内企業において働き方改革を自律的に継続していく動きが広がり、こうした企業の取組が従業員から評価されています。

これにより、企業内で業務効率化や相互にフォローし合う体制の整備等による長時間労働の削減や休暇取得が促進され、また、乳幼児期\*、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク\*等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が導入されるなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。

また、特に、乳幼児期\*における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県における男性の育児休業取得率\*が全国値を上回るなど、男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。

### 成果指標

働き方改革に取り組む企業の割合  
58.6% ⇒ 80.0%以上(R2)

### 成果指標

男性の育児休業取得率\*  
7.3% ⇒ 13.0%(R2)

## 10年後の目指す姿 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

県の働き方改革推進の働きかけが行き渡り、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすという働き方改革の意義が経営者層に十分理解され、多くの県内企業において自律的な取組が定着しており、従業員が「働きやすい」、「働きがいがある」と実感しています。

これにより、企業内で業務効率化や従業員相互にフォローし合う体制の整備等が進み、子育てをする上で障壁となる時間外労働の長時間化や常態化が解消され、子供の急な病気や学校行事などで休みたい時に気兼ねなく休暇が取れるほか、乳幼児期\*、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク\*等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。

また、特に、乳幼児期\*における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、職場への遠慮などなく、積極的に育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県の男性の育児休業取得率\*が全国値を上回って推移し続け、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。

## 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 現 状

- 個人の状況やライフスタイルに応じて多様な働き方ができ、仕事と子育ての両立など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めている広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録数は約 1,000 社となっています。
- また、平成 31（2019）年 4 月から働き方改革関連法が順次施行され、企業等においては、法への適切な対応と従業員が働きやすい職場環境づくりを推進することが求められています。
- これまで、働き方改革の優良事例の見える化や企業への個別支援に取り組んだ結果、働き方改革実践企業認定制度に 277 社が認定され、働き方改革に取り組む県内企業は約 6 割となるなど、その裾野が広がりつつあります。  
 <働き方改革に取り組む企業（従業員数 31 人以上）の割合> H28：35.5% ⇒ H30：58.6%
- また、広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度や奨励金等による男性育休取得促進の取組により、男性の育児休業取得率\*も上昇傾向で、全国平均を上回っており、仕事と育児に配慮できる職場環境づくりが整備されつつあります。  
 <男性の育児休業取得率\*> H26：4.8% ⇒ R1：7.3%

### 課 題

- 子育て期にある誰もが、家事や育児に参画するためには、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備が重要ですが、働き方改革の意義に共感しつつも、着手できていない企業も依然として約 3 割あり、県内企業における取組がまだ十分に進んでいないことや、男性の育児休業取得率\*は上昇傾向にあるものの 10%に満たなく、男性の育休取得への職場の理解が十分進んでいない状況となっています。

### 取組の方向

- ▶ 男性・女性に関わらず、子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備を促進します。
- ▶ 特に乳幼児期\*における男性従業員の育児への参画について、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境整備を促進します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
働き方改革に取り組む企業の割合	58.6%	80.0%以上 (R2)

#### 指標の設定趣旨

働き方改革に取り組む企業の増加により、長時間労働の削減や休暇取得が促進され、時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できるようになることで、子育てしやすい職場環境につながると考えられることから、指標として設定しました。

※令和3（2021）年度以降の目標については、次期「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定に併せて設定する（R2.11 予定）

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
男性の育児休業取得率*	7.3%	13.0% (R2)

#### 指標の設定趣旨

男性の育児休業取得率\*の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期\*における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定しました。

※令和3（2021）年度以降の目標については、次期「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定に併せて設定する（R2.11 予定）

## 5年後の目指す姿 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### 【みんなで子育て応援の推進】

企業や団体等が、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューの提供などを行う「子育て応援 イクちゃんサービス\*」が、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして更に浸透しています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が浸透し、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が73.8%になっています。さらに、ネウボラ\*などの支援機関との連携や地域間のネットワークづくりが深まっています。

### 【子育て住環境の整備】

少子高齢化の進展に伴い、県内のマンション供給戸数が減少していくことが予想される中でも、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は引き続き3,000戸整備され、子育て家庭に供給されています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計で725戸が子育て家庭に供給されています。

### 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両におけるノンステップバス\*等の導入率が88.0%となるなど、公共交通機関のバリアフリー\*化が進んでいるほか、都市公園において、園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー\*化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙\*防止対策が進み、飲食店における意図しない受動喫煙\*の機会を有する者の割合が12%以下（令和5（2023）年度）に改善しています。

### 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校等において、地震・津波等の自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

### 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラル\*などの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

### 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につけており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

### 成果指標

地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合  
67.8% ⇒ 73.8%

## 10年後の目指す姿 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### 【みんなで子育て応援の推進】

企業・団体等が、授乳室やおむつ替えスペースの設置や子供向けの食事メニューなどを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス\*」に自主的に取り組むなど、社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境が整っています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が根付き、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が80.0%になっています。さらに、ネウボラ\*などの支援機関との連携や地域間のネットワークが一層深まり、子育て家庭が必要とする支援につなげられる状態となっています。

### 【子育て住環境の整備】

広島県内全体でマンションの整備水準が底上げされることにより、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」の基準がスタンダードとなり、子育て家庭のニーズに沿う整備がなされています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、子育て家庭に住居が引き続き供給されています。

### 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両の低床化や、都市公園における園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー\*化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙\*防止対策が一層進み、意図しない受動喫煙\*の機会を有する者の割合が着実に改善しています。

### 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校等において、地震・津波等の自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

### 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラル\*などの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

### 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につくよう、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (1) みんなで子育て応援の推進

#### 現 状

- 核家族化や地域内のコミュニケーション不足、共働き家庭の増加などが進行し、育児の孤立化が進んでいます。
- 平成 30（2018）年度に実施した子育て家庭に対するアンケートによると、子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合は、平成 25（2013）年度を下回る結果となっています。  
 <子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合> H25：76.0% ⇒ H30：75.5%
- 一方で、子育てに責任や不安を感じている人は 3 割程度存在しており、不安や悩みを相談できる人や場が必要とされています。
- 企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニューなど、子供や子育て家庭にやさしいサービスを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス\*」の加盟店舗数（平成 30（2018）年度末時点）は 6,707 店となり、平成 25（2013）年度末時点の 5,484 店から大幅に増加しており、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして定着しつつあります。  
 <イクちゃんサービス加盟店舗数> H25：5,484 店 ⇒ H30：6,707 店
- また、地域で子育て家庭が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場や活動を行う子育て支援者の養成、団体の活動支援などにより、地域における子育て支援のネットワークづくりや活性化が進みました。
- 子育てポータルサイト「イクちゃんネット\*」を通じ、子育て家庭が必要な情報をワンストップで提供しています。

#### 課 題

- 「子育て応援 イクちゃんサービス\*」は、企業などが主体的にサービスに取り組んでいますが、子育て家庭が求めるサービスの「質」や「ニーズ」に一致していない場合があります。
- 地域の子育て支援者・団体では、行政や団体相互の情報共有が十分に行われていません。
- インターネット上で子育てに関する様々な情報が溢れ、正しい情報の選択が困難になっています。

#### 取組の方向

- ▶ 企業や団体などによる「子育て応援 イクちゃんサービス\*」の更なる普及や、地域における子育て支援の活動を促進し、地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。
- ▶ 地域の子育て支援者・団体が、ネウボラ\*などの支援機関と連携できる仕組みを構築し、子育て家庭が必要とする支援につながるよう支援します。
- ▶ 子育てに関する必要かつ正確な情報が、子育て家庭のニーズに沿った形でワンストップかつタイムリーに得ることができるよう、利用しやすい環境を作り、情報を発信していきます。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	67.8%	73.8%

#### 指標の設定趣旨

地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
イクちゃんサービス登録店舗数	6,707 店舗	7,200 店舗

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (2) 子育て住環境の整備

#### 現 状

- 子育てに配慮した住環境の整備を通じ、家族にとって魅力的な生活環境の創出を図ることを目的に、子育てスマイルマンション認定制度\*を平成25(2013)年4月に創設しています。
- 認定マンションの購入者に対する住宅ローンの金利優遇策等による特典を付与することなどにより、平成30(2018)年度末までに33件2,037戸と、目標(令和元(2019)年度末までに2,000戸)を上回る認定実績を上げていますが、近年、年間の認定件数が減少傾向にあります。  
 <子育てスマイルマンション認定戸数(累計)> H25:798戸 ⇒ H30:2,037戸
- 「結婚して、子育てをする人生設計が可能となる」環境づくりを住居の面から支援することを目的に、所得の低い世帯が県営住宅に入居できる機会を増やすため、県営住宅における新婚世帯の入居優遇制度を平成24年(2012年)2月から開始しています。
- 県営平成ヶ浜住宅では保育施設等を併設し、子育て世帯を対象とした期限付き優先入居を実施しています。
- これらの優遇措置を活用した県営住宅への入居戸数は年間約50戸ずつ増加し、平成30(2018)年度末で累計452戸となっています。  
 <県営住宅における新婚・子育て世帯の優先入居戸数(累計)> H25:219戸 ⇒ H30:452戸

#### 課 題

- 事業者へのアンケート結果によると、県内で供給されているマンションの中には、認定基準を満たしているにもかかわらず、認定申請をしていないケースがあります。
- これは県内の住環境水準が底上げされた結果であると考えられると同時に、認定基準がスタンダードになりつつあることで、他のマンションと差別化を図ることができていないと考えられます。

#### 取組の方向

- ▶ 子育て世帯に対し、子育てしやすいマンションの付加価値(県が認定した一定レベル以上の品質のマンションであること、県と金融機関との提携ローンが利用可能であることなど)についての意識醸成を促進します。
- ▶ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、活用を促進していきます。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<b>指標の設定趣旨</b>		
地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
子育てスマイルマンションの供給戸数(累計)	2,037戸	3,000戸
県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計)	452戸	725戸

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進

#### 現 状

- 妊産婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりを促進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「広島県福祉のまちづくり条例\*」に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）のバリアフリー\*化の推進に取り組んでいます。
- 子育て世帯のニーズや多様な障害特性、外国人人材の受入の加速化に対応するため、全ての人があるゆる場面でバリアを感じることなく、安心して生活を楽しむことができる「ユニバーサルデザイン\*社会」がより一層求められています。
- 低床路面電車やノンステップバス\*等の車両については、事業者が市町の支援や国庫補助制度を活用し、計画的に導入を進めています。  
 <低床バスの導入率> H25：57.0% ⇒ H30：76.0%
- 鉄道駅のバリアフリー\*化については、国庫補助制度を活用し、利用者の多い駅から、市町とJRが連携し整備を進めていますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅等においても、バリアフリー\*化設備が未整備の駅があります。
- 子育て家庭が利用しやすい都市公園となるよう、多目的トイレの設置など園内のバリアフリー\*化の推進に取り組んでいますが、条例基準に適合していない既設の公園があります。
- 「広島県がん対策推進条例」により、平成28(2016)年4月1日から、公共施設等における禁煙又は分煙の措置や、飲食店等における禁煙、分煙、喫煙の表示を施設管理者に義務付けるなどの受動喫煙\*防止対策を行ってきました。
- また、「健康増進法」の改正を受け、条例の内容を整理するとともに、とりわけ子供を受動喫煙\*から守る観点から、県独自の上乗せの規制を盛り込んだ条例の一部改正を行ったところであり、令和2(2020)年4月1日の全面施行後は、学校、児童福祉施設等では、敷地内完全禁煙となっています。

#### 課 題

- 鉄道駅周辺の街づくりとの調和を図る必要があることなどから、鉄道駅バリアフリー\*化事業開始の協議が整うまで時間を要しています。
- 既存施設の老朽化対策など、全体の修繕計画の中での対応とならざるを得ないため、バリアフリー\*化の整備に時間を要しています。
- 平成29(2017)年度広島県県民健康意識調査によると、飲食店での受動喫煙\*の機会を有する者の割合は32.5%となっており、十分な対策が進んでいるとは言えない状況にあります。

#### 取組の方向

- ▶ 低床路面電車や低床バスの導入、鉄道駅のバリアフリー\*化にむけて、支援・助言を行います。
- ▶ 子育て家庭が利用しやすい都市公園となるよう、都市公園のバリアフリー\*化を計画的に推進します。
- ▶ 令和2(2020)年4月1日の改正法及び改正条例の全面施行を踏まえ、飲食店をはじめとする施設等のそれぞれの区分に応じた受動喫煙\*防止対策（敷地内禁煙、屋内禁煙等）を徹底します。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
低床バス導入率 ※1	76.0%	88.0%
旅客施設のバリアフリー*化率 ※2	81.3%	100%
うち鉄軌道駅のバリアフリー*化率	80.2%	100%
都市公園の園路・広場のバリアフリー*化率	54.2% (H29)	60.9%
都市公園の便所のバリアフリー*化率	24.9% (H29)	30.7%
都市公園の駐車場のバリアフリー*化率	48.7% (H29)	61.5%
飲食店における意図しない受動喫煙*の機会を有する者の割合 ※3	32.5% (H29)	12.0%以下 (R5)

※1 乗合バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップ・ワンステップバスの割合

※2 1日当たりの平均的な利用客が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）のうち、段差解消・誘導ブロック・便所等がバリアフリー\*法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合

※3 第3次広島県がん対策推進計画（H30～R5）において、最終目標達成見込年度を令和5（2023）年度に設定している。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (4) 子供の防災の取組の推進

#### 現 状

- 「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民が災害から身を守るために適切な行動ができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって「災害死ゼロ」を目標に取り組む「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動\*」を推進しています。
- 平成30(2018)年度において、公立幼稚園、小中高特別支援学校で、地震・津波等の自然災害の状況に応じて、児童生徒等が主体的に行動できるよう避難訓練をしているのは、87.5%です。
- なお、「一斉防災教室」や「一斉地震防災訓練」の実施にあたっては、小学生(低・高)、中学生、高校生・一般向けといった個別の教材を作成し、年齢に応じて、災害から命を守るための適切な行動についての理解が進むよう取り組んでいます。
- また、子育て世代の主婦層等において、防災教室が盛んに行われることとなるよう、子育て支援センターや子育てサークル等を対象にした、防災教室の担い手を育成するための講座の実施にも取り組んでいます。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動\*」の取組により、「避難場所・避難経路を確認している」人の割合は、大きく改善したものの、実際の行動につながる「防災教室・防災訓練に参加している人」の割合は運動開始前から伸びていません。  
 <避難場所・避難経路を確認している人の割合> H26:13.2% ⇒ H31.2:71.2%  
 <防災教室・防災訓練に参加している人の割合> H26:35.1% ⇒ H31.2:29.3%
- 令和元(2019)年6月1日現在、避難行動要支援者\*名簿は全市町で作成されています。また、避難行動要支援者\*の避難支援のための個別計画の作成状況は、全部作成済が2市町、一部作成済が20市町、未作成が1市となっています。

#### 課 題

- 災害による被害を最小限にとどめるための、防災に関する正しい知識が子供や子育て家庭に十分に普及していません。
- 災害時の避難に当たって支援が必要となる妊婦や乳幼児など避難行動要支援者\*に配慮した体制づくりが十分ではありません。

#### 取組の方向

- ▶ 災害から自らの身を守る方法を身につけるとともに、地域における防災活動に進んで参加する姿勢を養うための防災教育を推進します。
- ▶ 地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制の確保を目的とした市町の体制づくりを支援します。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%

#### 指標の設定趣旨

地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
防災教室・防災訓練への参加率（全体） ※1	29.3%	60.0% (R2)
災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率 ※2	87.5%	100% (R2)

※1 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動\*行動計画（H28～R2）において、最終目標達成見込年度を令和2（2020）年度に設定している。

※2 広島県教育委員会主要施策実施方針（H28～R2）において、最終目標達成見込年度を令和2（2020）年度に設定している。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進

#### 現 状

- 子供が被害者となる犯罪について、刑法犯全体の認知件数は減少していますが、子供に対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向にあります。  
 <子供が被害者となる刑法犯認知件数\* > H27: 2,897件 ⇒ H30: 2,023件  
 <子供対象声かけ事案等把握件数 > H27: 991件 ⇒ H30: 1,162件
- 情報化社会の進展に伴い、インターネットは有用で便利なコミュニケーション手段として浸透し、スマートフォンを利用する子供が増加しています。
- インターネットが子供の生活の一部となったことで、性的または暴力的な内容、覚せい剤や大麻などの規制薬物等の有害情報に接触する機会が増えるとともに、SNS\*等を介した子供の犯罪被害も生じている状況にあります。  
 <SNS\*等に関連した被害児童数 > H28: 56人 ⇒ H30: 37人
- 平成30(2018)年中の非行少年総数は、前年比で約2割の大幅な減少となり、課題であった小・中学生の非行少年数も減少するなど、非行防止に係る施策に一定の成果が見られています。  
 <非行少年総数 > H29: 1,319人 ⇒ H30: 1,056人
- 学校だけでは対応が困難な暴力行為が多く発生し、重点的な支援や施策が必要な中学校にスクールサポーター\*を派遣していますが、平成30(2018)年度中のスクールサポーター\*派遣校における暴力行為発生件数は、前年度比47.95%となっています。
- 一方、非行少年に占める小・中学生の割合は依然として約6割を占めており、継続的な低年齢少年対策が求められています。  
 <非行少年総数(小学生・中学生) > H29: 748人(56.7%) ⇒ H30: 595人(56.3%)
- 少年や保護者からの相談を受けたり、少年への継続補導や立ち直り支援を行うため、少年サポートセンター\*を設置していますが、少年サポートセンター\*を中心とした立ち直り支援活動により、刑法犯少年の再犯者数が減少傾向にあります。  
 <刑法犯少年の再犯者数 > H29: 278人 ⇒ H30: 236人
- また、刑法犯総数に占める再犯者の割合を示す再犯者率は27.2%で、全国平均の29.9%を下回っています。

#### 課 題

- 犯罪情報等が偶々まで十分に伝達されていないために、子供たちが危険回避行動をとることができていません。
- 家庭等による安全教育が十分でないために、子供たちの自主防犯意識や規範意識が育まれていません。
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング\*機能の利用が進んでいません。

#### 取組の方向

- ▶ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネットなど、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。
- ▶ 小学校や地域での犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化します。
- ▶ 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。

**取組の方向**

- ▶ インターネットや携帯電話・端末機器の適正な使用について、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を進めます。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
子供・女性・高齢者が被害者となる刑法犯認知件数* ※	5,835 件	7,000 件以下 (R2)
非行少年総数	1,056 人	前年比減
刑法犯少年の再犯者数（触法少年を含む）	236 人	前年比減

※ 令和3（2021）年度～令和6（2024）年度の目標については、令和2（2020）年度時点の基準値をもって設定する予定であり、プラン策定時（令和元（2019）年）において設定できない。

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

### (6) 子供の交通安全の取組の推進

#### 現 状

- 子供が交通事故に遭わないよう、市町や交通安全推進団体等と連携して、自転車を始めとした交通ルールの遵守や交通マナーの実践について広報啓発活動を実施するとともに、交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行ってきましたが、依然として、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、道路において子供が危険にさらされています。
- 子供（中学生以下）が関係する交通事故は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にあります。令和元（2019）年中は、全事故件数（6,257件）の約3.5%に当たる219件が発生し、3人が亡くなるなど、憂慮すべき状況が続いています。
  - <交通事故死者数（中学生以下の子供 R1）> 3人
  - <子供が関係する交通事故発生件数> H26：484件 ⇒ R1：219件
  - \* 子供（中学生以下）が第1当事者、第2当事者となった事故の合計数
- 子供が関係する交通事故の中でも、自転車が関係する交通事故が約6割を占めています。
  - <子供が関係する交通事故の当事者別発生状況（R1）>
  - 歩行者：84件（約38.4%）自転車：134件（約61.2%） その他：1件（約0.5%）

#### 課 題

- 子供に交通社会の一員としての自覚と交通マナーを身につける教育が十分でないために、子供が交通事故から自らの身を守ることができていません。

#### 取組の方向

- ▶ 市町や交通安全推進団体等と連携し、交通安全教育等の充実を図ります。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】	67.8%	73.8%
<b>指標の設定趣旨</b>		
地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
交通事故死者数（全体） ※	75人 （中学生以下：3人）	75人以下 （R2）
交通事故発生件数（全体） ※	6,257件 （中学生以下：219件）	8,000件以下 （R2）

※ 当指標における令和3（2021）年度～令和6（2024）年度の目標については、交通安全対策基本法に基づく国の交通安全基本計画を踏まえた上で作成する「第11次広島県交通安全計画（R3～R7）」において設定されるものであるため、プラン策定時（令和元（2019）年度）において設定できない。